

令和9年度**就学前教育・保育施設整備交付金 優先順位付け基準（案）について****1. 趣旨**

益城町では、こども計画において「教育・保育施設における子育て支援サービスの充実」と「幼児教育の充実」を掲げており、その実現に向け、就学前教育・保育施設の整備を推進するため、国が実施する就学前教育・保育施設整備交付金（以下「本交付金」という。）の活用を積極的に進めております。

令和8年度からは、交付金の活用にあたり、町子ども・子育て会議（以下「町子・子会議」という。）において、事業の優先順位を付すことが求められております。

しかしながら、現状では複数の事業者から施設整備の申し出があった場合に、客観的な優先順位を付すための明確な基準が存在しないため、公平かつ円滑な事業実施に支障をきたす可能性がございます。

この状況を解消し、将来にわたり持続可能な就学前教育・保育環境を整備するため、町子・子会議において協議・承認を得ることを目的に、令和9年度就学前教育・保育施設整備交付金に係る優先順位付け基準（案）を策定いたしました。

この資料は、町子・子会議の委員の皆様へ、基準案をご審議いただき、適切な優先順位付けを通じて、効果的な施設整備を推進していくための方針をご提示するものです。

2. 令和9年度就学前教育・保育施設整備交付金に係る優先順位付け基準（案）

交付金の活用にあたり、複数の事業者から施設整備の申し出があった場合に、公平かつ客観的な評価に基づき優先順位を決定するための基準を策定しました。この基準は、各事業の特性や町のニーズへの適合性を多角的に評価することを目的としています。

具体的な評価項目および配点については、【資料 議事（3）－2：令和9年度就学前教育・保育施設整備交付金に係る優先順位付け基準（案）】を参照ください。

【優先順位の決定方法】

1. **評価点の算出：**【資料 議事（3）－2】に記載された各評価項目に基づき、事業ごとに点数を算出します。
2. **合計点の比較：**各事業の合計点が高いものから順に優先順位を付与します。
3. **同点の場合の判断：**合計点が同点となった場合は、以下の順序で評価点の高い事業を優先とします。
 - I. 地域の教育・保育ニーズへの適合性
 - II. 事業計画の妥当性
 - III. 事業の質・付加価値
 - IV. 事業実施の熱意※

※ 事業実施の熱意に関しては、「益城町就学前教育・保育施設整備交付金優先順位選考委員会（仮称）」を設置し、事業計画の内容に関し、客観的に評価をする予定です。

3. 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
令和8年3月	町子・子会議における優先順位付け基準（案）の審議
令和8年5月	基準の確定・公表
令和8年5月～9月	令和9年度就学前教育・保育施設整備交付金に係る事業募集開始、本基準に基づく事業者からの申請受付
令和8年10月～11月	町にて事業計画内容の確認
令和8年12月	町子ども・子育て会議における事業の優先順位付け実施（申請状況に応じて）
令和9年1月	国に優先順位を付したエントリーを実施

4. 委員の皆様へ

この基準は、益城町の就学前教育・保育環境をより良いものとするため、限られた財源を最大限に活用するための重要な指針となります。委員の皆様におかれましては、この基準（案）について忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。